

スポーツエールカンパニー認定制度実施要項

平成29年7月19日スポーツ庁長官決定
平成29年8月2日一部改定
平成30年7月27日一部改定
令和元年7月18日一部改定
令和2年9月15日一部改定
令和4年9月1日一部改定
令和6年8月19日一部改定

第1 目 的

我が国の医療費が右肩上がりに膨らみ、その削減が喫緊の課題である中、スポーツの実施は日々の健康増進や病気予防の効果もあり、医療費の抑制に貢献できる可能性を秘めている。

「スポーツ基本計画」では成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%とする目標を掲げており、国民の誰もが各々の年代や関心・適正等に応じて日常的にスポーツに親しむことのできる機会を創出し、スポーツの実施を促していく必要がある。このためスポーツ庁では「Sport in Life プロジェクト」に取り組み、地方自治体やスポーツ団体、経済団体、企業等と連携・協働してコンソーシアムを形成し、多様な形で国民へ広くスポーツの機会の提供を推進している。

しかしながら、現状においては、様々な制約要因により、スポーツを実施できていない人が多く、特に、20代から50代のスポーツ実施率が低くなっている。こうした状況を踏まえ、ビジネスパーソンなどのスポーツの実施を促進し、スポーツに対する社会的気運の醸成を図ることを目的として、Sport in Life プロジェクトの趣旨に賛同し、従業員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定する。

第2 定 義

この要項において「企業」とは、国内に本社又は事業所を置く企業をいい、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人、地方公共団体等を含むものとする。

第3 認定の対象及び方法

従業員のスポーツ実施に関する積極的な取組を実施している企業を、年に1度、期間を定めて公募し、「スポーツエールカンパニー」として認定する。

第4 スポーツエールカンパニー認定委員会の設置

「スポーツエールカンパニー」の認定基準の検討及び認定に関する審査等を実施するため、「スポーツエールカンパニー認定委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

第5 申 請

認定を受けようとする企業（以下「申請企業」という。）は、別途定める期日までに、申請書に必要書類を添えて提出するものとする。

第6 調 査

第5の規定による申請があった場合、スポーツ庁は、申請内容の確認のため、必要に応じて当該申請企業を訪問し、調査を実施することができる。

第7 認定の手続等

「スポーツエールカンパニー」の認定は、別途定める認定基準に照らして実施するものとし、委員会の意見を踏まえて、スポーツ庁長官が行う。審査の結果による、申請企業に対する手続等は以下のとおりとする。

(1) 申請企業に対して、「スポーツエールカンパニー」としての認定を行った場合は、当該企業に対して、結果通知書により、その結果を通知する。併せて、認定証を交付し、スポーツ庁ホームページ等において企業名等を公表する。

(2) 「スポーツエールカンパニー」の認定の有効期間は、認定を受けた年の12月末日までとする。

(3) 「スポーツエールカンパニー」の認定を受けた企業は、認定を受けた事実及び認定ロゴマーク等を表示することができる。

(4) 申請企業が審査により「スポーツエールカンパニー」として認定されなかった場合は、当該企業に対して不認定結果通知書により、その旨を通知する。

第8 認定内容の変更

「スポーツエールカンパニー」は、申請書記載事項に変更が生じたときは、変更届出書を速やかに提出しなければならない。

第9 スポーツエールカンパニーの責務

「スポーツエールカンパニー」は、認定基準を維持し、積極的にその取組及び認定の事実について情報発信に努めるものとする。

第10 認定の取消し

「スポーツエールカンパニー」が不正の手段等を用いて第7の規定による認定を受けた場合は、スポーツ庁はその認定を取り消すことができる。取消しの基準については別途定める。

認定の取消しを決定した場合は、取消しを行う企業に対して、認定取消通知書により、その旨を通知し、速やかに認定証の返納を求めるものとする。認定を取り消された企業は速やかに認定証を返納しなくてはならない。

第11 事務処理

この認定に関する事務処理、認定審査等の事務局は、スポーツ庁健康スポーツ課が行う。

第12 その他

この要項に定めるもののほか、事業に関する必要な事項は、別途定める。

附 則

この要項は、平成29年7月19日から施行する。

この要項は、平成29年8月2日から施行する。

この要項は、平成30年7月27日から施行する。

この要項は、令和元年7月18日から施行する。

この要項は、令和2年9月15日から施行する。

この要項は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。
この要項は、令和 6 年 8 月 1 9 日から施行する。